



28 高医薬第996号

平成28年11月29日

高知県病院薬剤師会会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



薬剤師調査の届出の周知について（依頼）

平素は、本県の薬務行政の推進につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年は2年に1度、厚生労働省が実施する薬剤師調査の届出の年となっており、この調査結果は、県内の薬剤師確保対策等の行政施策において有効に活用されております。

つきましては、貴会会員に平成29年1月15日までに最寄りの県福祉保健所（高知市内は高知市保健所）へ提出していただきますよう周知をお願いいたします。

なお、調査票につきましては、県福祉保健所（高知市内は高知市保健所）から順次送付しておりますことを申し添えます。

高知県健康政策部医事薬務課

担当 橘、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

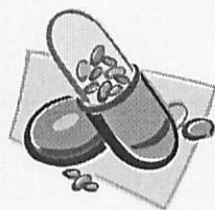
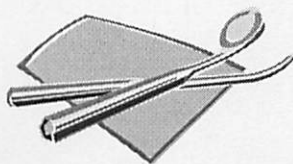
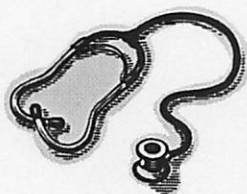
TEL:088-823-9682 FAX:088-823-9137

Email: 132101@ken.pref.kochi.lg.jp

# 薬剤師の皆さまに 届出のお願い！

本年は2年に1度の届出の年です  
平成28年12月31日現在の状況を  
ご報告下さい。

届出は、  
平成29年1月15日までに  
お近くの保健所へお願いします



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 我が国に居住する薬剤師の方は、薬剤師法により、2年に1度、すべての薬剤師は厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師調査」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格検索システム」に氏名等が掲載されません。

(医師・歯科医師 <https://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)

(薬剤師 <http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>)

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>

Q 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記載された内容は、各法律により堅く秘密が守られ、他に漏れることはありません。



# 薬剤師届出票について

## 1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

## 2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(13)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) 薬剤師名簿登録番号 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。  
例 第123号の場合 → 

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者
	02 勤務者	法人の代表者を除く薬局の勤務者
病院	03 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	04 その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	05 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
大学	07 勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	08 大学院生又は研究生	大学において、上記07以外の大学院生、又は研究生
医薬関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	10 医薬品販売業	医薬品の店舗販売業、配置販売業、卸売販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	12 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～11に含まれない業務に従事している者
	13 無職の者	職業に従事していない者

- (8) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で01～12に該当する者は、必ず記入する。
- (9) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 就業形態 雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- (11) 休業の取得 平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。
- (13) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

## 3. 提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない薬剤師の方は、「薬剤師資格確認検索システム」(<http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。